

青森公立大学大学院入試委員会規程

令和6年4月1日

規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学大学院入試委員会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 青森公立大学大学院経営経済学研究科の入学試験の実施等に関し、青森公立大学入試戦略会議で定めた基本方針に従って、その適正を期するため、青森公立大学大学院入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 大学院生の募集に関する事項
- (2) 大学院入学者選抜の実施に関する事項
- (3) 大学院入学者選抜の出題に関する事項
- (4) 大学院入学者選抜の判定に関する事項
- (5) その他大学院入学者選抜に関し教授会から委任された事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 青森公立大学部局長会議規程（平成21年規程第13号）第5条第1項に規定する特別補佐である者のうち、研究科長を補佐する者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、研究科長をこれに充てる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(委員会の成立)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

(委員以外の出席)

第9条 学長、学部長及び事務局長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 前項の規定による場合のほか、委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、事務局教務学事グループにおいて処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。